

平成 15 年 3 月 29 日

淀川水系流域委員会 様

おたずね

前略

御委員会の『提言』、読ませていただきました。すばらしいですね。多くのことを教えられました。

私は、現在、愛媛県南西部の「肱川」の支流に計画されている「山鳥坂ダム」について、調査・研究を重ねている者でございます。

国土交通省、愛媛県知事など、関係する方々へ幾つかの提案を差し上げてまいります。河川法では、

河川整備基本方針 河川整備基本方針の案の作成（地方整備局）

社会資本整備審議会

河川整備基本方針の決定

河川整備計画 原案（地方整備局）

学識経験者

住民意見の反映

河川整備計画の案の作成

地方公共団体の長

河川整備計画の決定

となっておりますね。

今回、御委員会は、河川整備計画の「原案、学識経験者、住民意見の反映の3つの部分を一括して取り扱われた」と思います。

そこで、おたずね です。

その1：御委員会の審議において、「河川整備基本方針」がどのような拘わりをもちましたか？

その2：「河川整備基本方針」では、対象となる河川は全国に散らばる個々の河川、これを審議する社会資本整備審議会は中央にただ一つですね。

「中央の審議会で、全国の個々の河川の審議が可能なのか？」と疑問に思います。（個々の河川の特徴を織り込まない、一般的な事柄だけを対象にするなら可能だと思います）

この点、どうだったのでしょうか？

《備考》私は、「平成 15 年 2 月 26 日・社会資本整備審議会河川分科会答申」があれば、「河川整備基本方針」は、事実上、不要ではないか？と考えるのですが、間違っているのでしょうか？

敬具

前田益見